

観光地域高付加価値化整備計画 審査要領

(目的)

第1条 この要領は、観光地域高付加価値化整備事業費補助金交付要綱及び観光地域高付加価値化整備事業費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、観光地域高付加価値化整備計画（以下「整備計画」という。）の審査に関し、必要な事項を定める。

(審査委員会の設置)

第2条 取扱要領第2（3）の規定による審査委員会として、「観光地域高付加価値化整備計画審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の構成等)

第3条 審査委員会は、別表第1に掲げる委員長及び委員により構成する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。
- 3 審査委員会は、委員長が招集するものとし、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員の出席が困難なとき、委員長は当該委員の代理を指名することができる。
- 5 委員は、会議の内容及び職務上知り得た秘密を保持しなければならない。
- 6 緊急の必要等により、審査委員会を招集することが困難なときは、書面審査により委員の承認を求めることができるものとする。

(審査の手順)

第4条 整備計画の審査は、取扱要領第2（2）による提出書類に基づき行う。

- 2 審査に当たっては、申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。
- 3 審査項目は、別表第2の観光地域高付加価値化整備計画審査委員会評価表（以下「評価表」という。）に定める。
- 4 審査委員会における評価は、評価表の審査項目毎に、全委員による評価の平均点を算出し、その合計が15点以上のものを選定対象とする。

附 則

この要領は、令和8年度から適用する。

別表第1

組 織	職 名	備 考
スポーツ・文化観光部	スポーツ・文化観光部理事兼経済産業部理事 (観光産業振興担当)	委員長
	参事兼総務課長	
	企画政策課技監	
	観光政策課長	
	観光振興課長	

別表第2 観光地域高付加価値化整備計画審査委員会評価表

・委員は、以下のア～オに定める5つの審査項目毎に、5点満点で評価する。

(評価点数) 5点：極めて優れている 4点：優れている 3点：普通
2点：やや不十分である 1点：不十分である

項 目	評価基準
ア 事業目的の理解	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の目的と合致しているか。(観光地の面的な高付加価値化、付加価値の高い滞在環境の実現) 地域の現状と課題の整理を行い、目指す姿や対応方針が明確に定められ、具体的な指標が設定されているか。
イ 連携体制	<ul style="list-style-type: none"> 市町、観光関連事業者、金融機関など、多様な関係者との連携・協力体制が構築されているか。 計画の策定・実施のプロセスにおいて、地域の意見が適切に反映される体制となっているか。
ウ 高付加価値化・地域全体の魅力向上への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> 単一施設に留まらず、地域全体の付加価値の底上げ、観光産業の活性化に資する計画となっているか。 面的な高付加価値化により、旅行者の滞在の長期化や消費拡大が期待できるか。 エリア内の地域資源や地域特性を生かした受入環境の整備となっているか。
エ 経済波及効果・収益性	<ul style="list-style-type: none"> 投資額に見合う経済効果(雇用創出、地域への経済波及効果)が具体的に予測されているか。 補助事業の完了後も、自立して事業継続できる見込みがあるか。
オ 事業の実現性・遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 資金計画やスケジュールが具体的で、確実に完了できる能力があるか。 補助対象経費の積算が明確で、適切か。